

「栃木県警察術科訓練安全管理措置基準」の制定について(例規通達)

(昭和61年1月17日)

(栃教第1号栃木県警察本部長通達)

警察術科訓練の安全管理に資するため、この度別添「栃木県警察術科訓練安全管理措置基準」を制定したので、本基準を遵守し各種術科訓練上の事故防止に努められたい。

なお、昭和50年3月25日制定の「栃木県警察術科訓練安全管理措置基準」は廃止する。

術科訓練安全管理の措置基準

第1 共通的事項

1 人的管理

- (1) 訓練者の健康状態、体力、年令等をは握し、訓練上支障のある者については訓練から除くこと。
- (2) 訓練計画の策定にあつては、訓練者の体力、年令、技能等に応じた無理のないものとする。
- (3) 訓練者の数、訓練場所、訓練内容等を考慮して適宜班を編成し、統制ある訓練を行うようにすること。
- (4) 訓練中の指導、監視体制を確立し、事故発生への要因となるような異常を認めるときは、直ちに訓練を中止する等事故防止上必要な措置をとるようにすること。
- (5) 訓練者が、勝負等にこだわつて無理な訓練をし、又は危険な技をかける等のことのないよう留意すること。
- (6) 平素、訓練から遠ざかつていた者が訓練に参加したときは、その者に急激な訓練を行わせないこと。
- (7) 高令者が体力を過信して無理な訓練をすることのないように指導すること。
- (8) 訓練が終了したときは、必ず終末運動を行わせるとともに、指導者に訓練者の健康状態を点検させ、異常を訴える者があれば必ず医師の診断を受けさせること。

2 物的管理

- (1) 射撃場、道場、体育館等の床面、畳、腰板、照明、採光、通風、換気、防湿、消火設備の状態等を定期的に点検し、破損箇所等を発見したときは、必要により使用を禁止し、速やかに補修、整備すること。
- (2) 射撃場、道場、体育館等の中には、訓練に必要なものを置かないこと。やむを得ない事情があるときは、事故防止上支障がないように整頓しておくこと。
- (3) 用具、防具等を定期又は使用前後に点検し、異常のあるものについては使用を禁止し、又は補修した後に使用するようすること。
- (4) 訓練者の体格に合った服装、用具、防具等を着装又は使用させること。

第2 科目別事項

1 柔道訓練

- (1) 訓練人員は道場の広さに応じ、かつ、指導者の目の届く範囲内に限定すること。特に「乱取り」と「寝技」の訓練は区分して行わせること。
- (2) 訓練者には、準備運動及び補助運動を十分に行わせ、身体を柔軟にしてから訓練をはじめること。特に、冬期間にあつては、訓練者の体温を上昇させてから「乱取り」を行わせること。
- (3) 訓練者には、受身訓練の重要性を認識させ、十分に訓練させること。
- (4) 指導者は、柔道の基本である「作り(崩し)」「掛け」の原理を訓練者に理解させ、正しい技の掛け方及び防ぎ方を習熟させるようにすること。
- (5) 初心者等には「乱取り」中、無理な頑張り方をし、又は無理な体勢からの投げ技をかけないように指導すること。
- (6) 指導者に「まき込み」「カニばさみ」「かわず掛け」「体をあずけた脇固め」等の危険な技の模範を示させ、その危険性を訓練者に理解させるとともに、努めてこれらの技をかけないように指導させること。

2 剣道訓練

- (1) 訓練者には、剣道具を正しく着装させるとともに、「ひび割れ」等のある不完全な竹刀は使用させないこと。
- (2) 訓練者には、アキレス腱受傷防止のため、下半身の準備運動を入念に行わせること。
- (3) 訓練を長く中断した者、心身に疲労のある者、体重の急増した者等については、「素振り」及び「剣道形」の訓練に重点をおき、急激な訓練は行わせないこと。
- (4) 耳の受傷防止のため、訓練者に頭部を覆う手拭い等を耳に当てないようにさせるとともに、「面垂」と耳との間に余裕を持たせて着装させること。
- (5) 面具、小手具等については、定期的に消毒を行わせること。

3 逮捕術訓練

- (1) 訓練者には、十分な準備運動及び受身の訓練をさせること。
- (2) 訓練者には、「前突き」「前けり」「体さばき」「足さばき」等の反覆訓練により、攻撃、防ぎよの基本動作を習熟させるようにすること。
- (3) 多数の訓練者を同時に訓練させるときは、訓練の種目、内容等により、必要な距離、間隔をとらせること。
- (4) 訓練者に防具を着用させて訓練するときには、運動足袋の類のものを着用させること。
- (5) 「打突」「逆わざ」等の訓練にあたっては、指導者に模範を示させ訓練としての限界を理解させたうえでこれを行わせること。特に「逆わざ」の訓練の場合は、体の運用を反覆訓練させること。
- (6) 防具を着用しない訓練に際しては、「警棒打ち」「突き」及び「当て身」は、相手の身体に触れることのないようにさせること。
- (7) 相対訓練実施の場合は、なるべく体格、年令等の近接した者を組ませるよう留意するようにすること。

4 けん銃操法訓練

- (1) けん銃操法訓練を行うに当たっては、警察官けん銃警棒等使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員規則第7号)第5条に規定する、けん銃の安全規則を厳守するほか、次の措置をとること。
 - ア 訓練者に、回転式けん銃携帯者及び自動式けん銃携帯者があるときは、銃種別にそれぞれ班を編成して行わせること。
 - イ 訓練には、監督者(警察本部にあつては、警務部教養課長又はその代理者、警察署にあつては次長又はその代理者)を立ち合わせ、訓練全般を見渡せる安全な場所に位置させること。
 - ウ 指導者を訓練者の左側端の安全な場所に位置させること。
 - エ 補助者をつけるときは、訓練者の左側端の安全な場所に位置させ、必要により訓練者の後方からけん銃の個別指導を行わせること。
 - オ 指導者に、訓練者全員が号令による操作の終わったことを確認した後でなければ、次の段階の訓練に移らないようにさせること。
 - カ 操法の模範を示して訓練する必要があるときは、指導者のけん銃についても必ず弾倉の点検をさせること。

(2) 実包射撃訓練

- ア 聴器障害予防のため、訓練者に必ず耳せんを使用させること。
- イ 覆道式射撃場を使用する場合は、場内の換気に留意するとともに訓練者には、射撃訓練終了後、洗眼、うがい等を励行させること。
- ウ 冬期間における訓練に際しては、手のかじかみによる事故を防止するため、特に保温に留意すること。
- エ 長期訓練者については、随時、聴力検査を行い、聴力障害者の早期発見に努めるとともに、硝煙による呼吸器疾患等の予防のため、必要により精密検査をうけさせる等健康管理に留意すること。

(3) 特殊訓練弾による射撃訓練

- ア 跳弾による受傷事故等の防止のため、標的に跳弾防止上必要な措置を施すとともに、標的と訓練者及び訓練者相互間に安全な距離、間隔をとらせること。
- イ 指導者等を訓練者の後方ほぼ中央の安全な場所に位置させること。

5 走訓練

(1) 訓練前の措置

- ア 平素において、定期的な健康診断あるいは脈拍、体重測定の結果及び体力測定の内

結果等から訓練者個々の健康状態及び体力、運動能力を把握するとともに、勤務状況や生活状況等の把握にも配慮すること。また、必要があると認めるときは、訓練前に医師の健康診断を受けさせること。

イ 訓練に際しては、体調について正確な申告を行わせるとともに、訓練者の動静や表情を観察するなど、体調点検を徹底すること。

特に、高温時、寒冷時においては、入念な体調点検を行うこと。

その結果、体調に異常が認められる者に対しては、訓練を中止する等の措置をとること。

ウ 訓練者に対しては、自己の体力を過信させないようにするとともに、過度な競争意識を持たせないようにすること。

エ 訓練者の年齢、性別、体力、訓練の練度、勤務状況及び気象状況等に応じた訓練計画を策定するとともに、トレーニングの漸進性の原則に従って、段階的に運動負荷をかけるようにすること。

特に、夏期においては、暑さに慣れさせるため段階的な訓練の実施に配慮すること。

オ 訓練当日の温度、湿度等を考慮して訓練時間帯、訓練内容、服装、装備等を決定するなど、訓練計画の弾力的な実施に配慮すること。

カ 訓練は、原則として道路以外の場所で行うこと。やむを得ず道路で行うときは、交通量が少なく、かつ安全なところで行うこと。

この場合、事前に実地踏査を行い、訓練人員、訓練方法、道路環境等を検討して事故防止に十分配慮した計画を策定すること。

キ 救急措置体制を確保するとともに、救急処置等について必要な教養を実施しておくこと。競技会等を行うときは、努めて医師、看護婦等を会場に配置すること。

ク ウォーミング・アップを十分に行わせること。特に、寒冷時には入念なウォーミング・アップを行わせること。

(2) 訓練中の措置

ア 訓練中の異常を早期に発見するため、訓練者の人数、訓練場所等に応じた監視要員を配置すること。訓練のコースが長距離に及ぶときは、救護車、伴走車等の追従による監視、訓練者相互による安全確認等により異常者の早期発見に努めること。特に競技会等においては、ゴール前後の動静に注意させること。

イ 訓練者の疲労の程度等に応じ運動と休息のバランスを図ること。

特に夏期においては、短時間の休息を多く取らせるとともに、適宜水分を摂らせるようにすること。

(3) 訓練後の措置

ア クーリング・ダウンを十分に行わせること。

イ 訓練終了時においても人員点呼及び体調点検を行うこと。また、努めて脈拍及び体重を測定させ、安全管理上の参考とすること。

ウ 疲労回復の方法、保健管理等について指導するとともに、そのための自己管理を徹底させること。

6 体育訓練

(1) 水泳訓練

ア 水上安全法の指導員、救助員(日本赤十字社認定)、救急法上級者等(以下本項において「指導者等」という。)に対し、指導監視救護等の任務を割り当てておくこと。

イ 海浜、河川等で訓練するときは、指導者等に訓練現場の入念な実地踏査をさせ、訓練方法、緊急時の通信連絡方法等を検討して計画を策定するとともに、訓練者にその内容を周知徹底しておくこと。

ウ 訓練者に同色の帽子又は技能の程度に応じて色分けした帽子を着用させる等、指導、監視上必要な措置をとること。

エ 救命用具、救急用具等は、必ず事前に整備点検のうえ、訓練現場に携行し、事故が発生したときは直ちに使用できる状態にしておくこと。

オ 訓練開始前に水温を調査し、水温が摂氏18度以下のときは、特別の訓練経験者以外は訓練をさせないこと。

カ 海浜、河川等で訓練をするときは、その地形、水深、波浪、水流、増水等を考慮し、訓練上安全と認められる区域を設定し、赤旗、ブイ等の標示をしておくこと。

キ 訓練開始に当たっては、十分な準備運動を行わせること。

- ク 指導者等を陸上、水中(深い方)舟艇等に位置させ、十分な監視のもとに訓練をすること。
 - ケ 指導者等に入水方法の模範を示させ、現場の条件に応じた具体的な注意を行わせること。
 - コ 訓練者には、必ずバディシステムによる相互の安全確認を行わせること。(1人の指導員が受け持つバデー数は5?6組が適当である。)
 - サ 訓練者の安全確認及び訓練による疲労の軽減のため、一定時間ごとに休憩させ、その都度人員点呼を行うこと。
 - シ 訓練終了後必ず人員点呼を行うとともに身体の清潔保持及び疾病等の予防のため、訓練者にシャワー、入浴、洗眼等を励行させること。
- (2) 登山訓練
- ア 指導者に山岳の状況に応じた訓練計画(コース、日程、装備、食糧等)を策定させ、訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。
この場合、必要と認める山岳については実地踏査を行わせること。
 - イ 登山技術、気象判断等の基礎的な知識、技術については、あらかじめ指導者に図上訓練等による教養を行わせること。
 - ウ 装備品については、常に点検、整備する等適正な管理を行うとともに、その着脱等の取扱い要領を平素から教養しておくこと。
 - エ 山岳の状況に応じた通信機器を携行すること。
 - オ 不測の事故を考慮し、緊急避難ルートについて検討をさせておくこと。
 - カ 登山開始前には、気象条件の変化に特に注意を払い、低気圧等の接近の際は、登山を中止すること。
 - キ 登山開始後天候の激変その他の危険が予想されるに至ったときは、指揮者は、訓練の中止、避難等臨機の措置をとるようにすること。
 - ク 登山中、道に迷ったときは、無謀な行動を慎み、雪崩、落石、落雷等の危険のない近くの場所に待避して救出を待つようにすること。
 - ケ 訓練の場所が他署の管内であるときは、あらかじめ、当該訓練計画書を所轄署に提出すること。
 - コ 体調の変化、受傷事故等に備え、救急薬品を携行すること。
 - サ 過度の疲労を避けるため、適宜休憩させ、その都度人員点呼を行うこと。
 - シ 岩場、雪渓登はんその他危険地帯の通過に際しては、指導者は瀬ぶみをする等の安全確認措置をとること。
- (3) スキー訓練
- ア 訓練場の選定に当たっては、訓練者の数、技能等を考慮すること。また、必要により指導者に実地踏査を行わせて危険箇所についての対策を盛り込む等の綿密な訓練計画を策定するとともに、訓練者にその内容を周知徹底しておくこと。
 - イ 気象条件及び雪質の変化に対応した措置がとれるよう、訓練者に防寒具、食糧、ワックス等の準備を十分にさせること。
 - ウ 訓練者に対し凍傷等の傷害防止に必要な知識の教養を行うとともに、救急用具及び通信器材を携行すること。
 - エ 訓練に使用するスキーは、訓練者の体格及び技能に応じたものを選択させ、事前に点検し、不備な点は整備させること。
 - オ 気象条件や雪質に留意し、雪崩の発生するおそれのある場所等では訓練をしないこと。
- (4) その他の体育訓練
- ア 訓練者には、種目ごとの基本的な練習法に従って訓練を行わせること。
 - イ グランドについては、小石等の危険物を除去させる等常にその整備に留意すること。